

今年4月1日施行の障害者差別解消法で策定が努力義務とされた対応要領を3月末時点で策定済みの市区町村が21%にとどまることが、このほど内閣府の調べでわかった。行政機関は障害者への合理的配慮の提供が義務付けられ、対応要領はその職員向けの手引きに当たる。内閣府は策定を呼び掛けているが、準備不足は否めない。

対応要領は、行政職員が日常の業務の中で障害者

差別解消法、対応要領の策定 21%

市区町村は準備不足（内閣府調査）

を不当に差別しないよう細かく規定したもの。新しい概念である合理的配慮について、具体例を盛り込んで職員に周知する自治体もある。

1,741市区町村のうち21%に当たる371の自治体が策定済み。都道府県は41の自治体が策定済みだ。自治体名の一覧表は内閣府のホームページで閲覧できる。

（福祉新聞・第2762号 2016年5月16日）

外務省は4月19日、国連に提出する障害者権利条約の日本政府報告案への意見募集の結果を発表した。135の個人・団体から325件の意見が寄せられ、意見募集開始時の報告案を修正。東日本大震災における障害者の死亡率が、被災住民全体の死亡率の約2倍となったことなどを加筆した。NHKの調査を踏まえ、政府報告に明記すべきとの意見を反映した。

寄せられた意見のうち、分野別では教育（条約第24条）が多く、障害児の教育環境が不十分だという意味で「報告案は実態とかい離している」との意見

障害者の死亡率2倍、東日本大震災調査で修正

権利条約の政府報告案（外務省）

が目立った。それらを踏まえ、報告案に医療的ケアの必要な幼児、児童、生徒数などを加筆した。

政府は今年1月15日から2月13日まで意見を募集。2月19日が政府報告提出の締め切り日だったが、提出が遅れている。

同条約は、国内の取り組み状況を発効から2年以内に政府報告として取りまとめ、国連の障害者権利委員会に提出するよう締約国に求めている。現時点で、日本政府の提出時期の見通しは立っていない。

（福祉新聞・第2762号 2016年5月16日）

CRASEED セミナー

■食べる幸せを守るための摂食嚥下アプローチ

口から食べる幸せを支援したい、そのために必要な摂食嚥下の基本知識、口腔ケア、食事介助技術が学べるセミナーです。「NHK プロフェッショナル 仕事の流儀」に出演された小山珠美先生には、開発されたKT バランスチャートや食事介助方法について講演していただきます。相互実習を通して小山先生の直接指導が受けられます。

日 時：2016年9月10日（土）10：00～16：00

■実践 CI 療法講習会

評価方法、CI療法の理論、運動学習など脳科学との関連、症例における実践例などについてわかりやすく説明します。

日 時：2016年9月17日（土）10：00～16：00

■運動器リハビリテーションのための画像セミナー

セラピスト・医師の臨床実践に明日から役立つ、運動器疾患のリハビリテーションに欠かせない画像の見方

を、基本から学ぶセミナーです。X線・CT・MRI画像の基本と、脊椎/脊髄・上肢・下肢の重要な疾患について、画像を中心に、リハビリテーションに重要なポイントを交えてわかりやすく解説します。急性期や回復期の病院、また地域で働く運動器リハビリテーション初心者におすすめです。

日 時：2016年9月18日（日）10：00～16：00

*以下、共通

会 場：兵庫医科大学（兵庫県西宮市武庫川町1-1）

受講料：12,000円

問い合わせ先：兵庫医科大学リハビリテーション医学教室
<http://www.neuroreha.jp/>

申し込み方法：CRASEEDホームページ(<http://craseed.org>)のセミナー申込専用フォームよりお申し込みください。